令和６年度
豊山町財政健全化判断比率の再審査意見書

令和７年度
豊山町財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書

豊山町監査委員

８豊監第１０号
令和８年８月１４日

豊山町長　服部　正樹　様

豊山町監査委員　堀尾　博樹

豊山町監査委員　作野　桂子

令和６年度豊山町財政健全化再審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、審査に付された令和６年度将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出する。

令和６年度　豊山町財政健全化再審査意見書

第１　再審査の対象

令和６年度豊山町の将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第２　再審査年月日

令和８年８月５日

第３　再審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、町長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を町当局立会いのもとに適正に作成されているかを主眼として審査した。

【再審査に付された理由】

将来負担比率の算定にあたり、退職手当支給予定額に係る債務負担見込額において、「組合等積立額・積立不足額」に豊山町に係る額ではなく、愛知県市町村職員退職組合の愛知県全体に係る額を計上していたことが判明したため。

第４　再審査の結果

（１）総合意見

法令等に照らして将来負担比率の算出に用いた数値の誤りは是正されており、過程に誤りはなく、適切に算定要素が財政指標の計算に用いられており、算定の基礎となった書類等は適正に作成されていると認められる。

将来負担比率

（単位　％）

	令和６年度	令和５年度	早期健全化基準
訂正前	０．３	―	３５０
訂正後	８．３	―	

（２）個別意見

令和６年度の将来負担比率は８．３％であり、早期健全化基準を大きく下回り健全な状態であるものの、前年度と比べ増加している。

（３）是正改善を要する事項

財政健全化指標は、財政状況やその運営の適正性を示す重要な指標であり、町の財政状況を町民に示す上で重要なものである。

今回の再審査において、退職手当支給予定額に係る債務負担見込額の算定にあたり、「組合等積立額・積立不足額」について、豊山町に係る額のみを計上すべきところ、愛知県市町村職員退職組合の愛知県全体に係る額を計上していたことが判明したことは、算定結果が健全な水準にあるとしても、町民への説明責任を果たす観点から誠に遺憾である。

今後、かかることのないよう、算定にあたっては、関係法令、算定要領及び基礎数値等の確認を十分に行うとともに、算定対象となる数値の範囲を適切に確認し、正確な算定が行われるよう再発防止を徹底されたい。

８豊監第１１号
令和８年８月１４日

豊山町長　服部　正樹　様

豊山町監査委員　堀尾　博樹

豊山町監査委員　作野　桂子

令和７年度豊山町財政健全化審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、審査に付された令和７年度財政健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出する。

令和７年度　豊山町財政健全化審査意見書

第１　審査の対象

令和７年度豊山町の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第２　審査年月日

令和８年８月５日

第３　審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、町長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を町当局立会いのもとに適正に作成されているかを主眼として審査した。

第４　審査の結果

（１）総合意見

法令等に照らして財政指標の算出過程に誤りはなく、適切に算定要素が財政指標の計算に用いられており、算定の基礎となった書類等は適正に作成されていると認められる。

（単位　%）

健全化判断項目	令和７年度	令和６年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	―	―	１４．８９
②連結実質赤字比率	―	―	１９．８９
③実質公債費比率	３．５	２．６	２５
④将来負担比率	２０．２	８．３	３５０

（２）個別意見

ア　実質赤字比率について

令和７年度の実質赤字比率は該当数値がなく健全な状態である。

イ　連結実質赤字比率について

令和７年度の連結赤字比率は該当数値がなく健全な状態である。

ウ　実質公債費比率について

実質公債費比率は３．５％（令和５年度から令和７年度までの３箇年の平均の比率）であり、早期健全化基準を大きく下回り健全な状態である。

エ　将来負担比率について

令和７年度の将来負担比率は２０．２％であり、早期健全化基準を大きく下回り健全な状態であるものの、前年度と比べ増加している。

（３）是正改善を要する事項

財政の健全化を示す諸比率は、いずれも早期健全化基準を大きく下回り健全な状態であると認められるが、実質公債費比率及び将来負担比率がともに増加している。今後においても、財源の確保を図るとともに、選択と集中による事務事業の見直しや大規模建設事業のマネジメントによる公債費の縮減に努めるなど、歳入歳出の両面からの取り組みを更に進められたい。

８豊監第１２号
令和８年８月１４日

豊山町長　服部　正樹　様

豊山町監査委員　堀尾　博樹

豊山町監査委員　作野　桂子

令和７年度公営企業会計経営健全化審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、審査に付された令和７年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出する。

令和７年度　公営企業会計経営健全化審査意見書

第１　審査の対象

令和７年度豊山町の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第２　審査年月日

令和８年８月５日

第３　審査の方法

この経営健全化審査は、町長から提出された令和７年度豊山町の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した

第４　審査の結果

（１）総合意見

法令等に照らして財政指標の算出過程に誤りはなく、適切に算定要素が財政指標の計算に用いられており、算定の基礎となった書類等は適正に作成されていると認められる。

（単位　%）

会計の名称	資金不足比率		経営健全化基準
	令和７年度	令和６年度	
下水道事業会計	―	―	２０

（２）個別意見

令和７年度の資金不足比率、該当数値がなく健全な状態である。

（３）是正改善を要する事項

資金不足比率は健全な状態であると認められるが、今後においても経営の健全化に一層努められたい。